中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための
臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

当金庫は、「地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金を供給すること」を最も重要な社会的使命であると認識し、全力を傾注して取り組んでいます。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という)に基づいて、平成25年9月末までに実施した金融円滑化に係る措置の対応状況を公表いたします。

平成25年11月28日　延岡信用金庫

第1
第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

■金融円滑化の基本方針(概要)

(1) お客様の資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みに対する真摯な対応

(2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援に向けた取組み

(3) お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための取組み

(4) お客様のご融資や貸付条件の変更等に関する苦情相談への対応

(5) 他の金融機関との緊密な連携

※ 基本方針の全文については、平成22年1月に当金庫のホームページにて公表しています。

第2
第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

■金融円滑化の体制整備(概要)

(1) 金融円滑化に係る個別案件を協議・対応するための「金融円滑化管理委員会」を設置しています。

(2) 審査部長を「金融円滑化管理責任者」、審査部を「金融円滑化主管部署」として、当金庫全体の金融円滑化に係る対応状況を把握しています。

(3) 各営業店における支店長は、「金融円滑化責任者」として、営業店の金融円滑化に関する対応状況を把握して審査部へ報告しています。

第3
第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

■苦情相談に係る体制整備(概要)

(1) お客様からの金融円滑化に係るご相談の窓口を、各営業店の窓口に設置しています。

(2) お客様の金融円滑化に関する苦情については、監査部監査課が対応いたします。

第4
第6条第1項第4号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

■経営改善支援等に係る体制整備(概要)

(1) 貸付条件の変更を実施したお客様に対しては、必要に応じて本部関連部署と営業店が連携を図りつつ、改善計画書の作成支援や計画の進捗状況を適切に把握する等改善に向けて真摯に取り組みます。

(2) お客様からの経営相談等に適切に対応できるように、担当者の能力向上のための研修を実施しています。

第5
法第4条に基づく措置の実施状況

別表1のとおり

第6
法第5条に基づく措置の実施状況

別表2のとおり

❐ 別表1 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

■債務者が中小企業者である場合

（金額の単位：百万円）

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末		平成23年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	37	271	137	1,095	239	2,184	315	3,058	411	4,308	500	5,476	590	6,173	671	6,797
うち、実行に係る貸付債権	28	156	126	950	212	1,873	292	2,820	386	3,964	460	4,987	559	5,920	633	6,497
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	4	57	8	75	10	80	14	138	16	155	16	155	23	194
うち、審査中の貸付債権	9	114	7	87	16	203	7	101	5	148	18	276	6	26	6	34
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	3	32	6	56	6	56	6	56	9	71	9	71

（金額の単位：百万円）

	平成23年12月末		平成24年3月末		平成24年6月末		平成24年9月末		平成24年12月末		平成25年3月末		平成25年6月末		平成25年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	768	7,790	832	8,627	925	9,441	999	10,021	1,039	10,621	1,072	10,922	1,072	10,922	1,072	10,922
うち、実行に係る貸付債権	721	7,384	784	8,024	876	9,039	956	9,687	1,000	10,326	1,033	10,627	1,033	10,627	1,033	10,627
うち、謝絶に係る貸付債権	23	194	26	207	26	207	26	207	26	207	26	207	26	207	26	207
うち、審査中の貸付債権	15	140	12	314	10	107	4	38	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	9	71	10	81	13	87	13	87	13	87	13	87	13	87	13	87

◻別表2　金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

■債務者が住宅資金借入者である場合

（金額の単位：百万円）

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末		平成23年9月末	
	貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2	23	7	54	11	81	12	87	16	114	17	119	17	119	17	119
うち、実行に係る貸付債権	1	7	6	49	9	69	11	86	13	91	14	97	14	97	14	97
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	4	1	4
うち、審査中の貸付債権	1	16	1	4	2	12	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	1	1	2	18	2	18	2	18	2	18

（金額の単位：百万円）

	平成23年12月末		平成24年3月末		平成24年6月末		平成24年9月末		平成24年12月末		平成25年3月末		平成25年6月末		平成25年9月末	
	貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権		貸付債権	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	17	119	17	119	17	119	22	207	25	250	25	250	25	250	25	250
うち、実行に係る貸付債権	14	97	14	97	14	97	19	185	22	227	22	227	22	227	22	227
うち、謝絶に係る貸付債権	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	2	18	2	18	2	18	2	18	2	18	2	18	2	18	2	18